

定款変更届出の手続きについて

1. 概要

社会福祉法人の定款変更手続のうち、次の事項については、所轄庁への定款変更認可申請ではなく、遅滞なく定款変更届出書により届け出ること。

(社会福祉法第 45 条の 36 第 4 項、法施行規則第 4 条)

【変更届け出事項】

- 事務所の所在地の変更に関すること。
- 資産の変更に関する事項の変更に関すること。
(基本財産の純たる増加の場合に限る。)
- 公告の方法の変更に関すること。

所轄庁は、法人から定款変更届出書が提出された場合には、形式的要件に適合していないときは、法人の同意の上で補正を求め、法人からの再提出があった時点で收受を行うものとする。

○ 法人においては、所轄庁に提出した定款変更届出書と同一のものを保管すること。

定款の変更日は、特に定めを行っていないときは評議員会の決議日となり、その日から効力を生じる。

定款の附則に記載する「施行日」は、「評議員会の決議日」とすること。

2. 定款変更届出事項

(1) 法人の事務所の所在地の変更 (法第 31 条第 1 項第 4 号、法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号)

(2) 資産に関する事項の変更 (法第 31 条第 1 項第 9 号、法施行規則第 4 条第 1 項第 2 号)

【基本財産 (土地、建物、現金) の増加に限る。】

基本財産の増加に限る。ただし、基本財産の減を伴う場合は、事前に所轄庁の「基本財産の処分承認」を受けた後、定款変更認可申請を行うこと。

基本財産の記載に当たっては、不動産登記簿の表示と同一とすること。

(3) 公告の方法の変更 (法第 31 条第 1 項第 15 号、法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号)

3. 定款変更届出に係る手続の流れ

(1) 定款変更の内容を整理した上、福祉総務課まで事前相談を行う。

(2) 理事会で、必要事項 (定款変更の事項) について決議するとともに、評議員会の開催 (日時・場所・議題・議案 (定款変更に関する議案)) を決議する。

(3) 評議員会で、定款変更について、評議員数の 3 分の 2 以上の同意により決議する。

(4) 「定款変更届」(必要な書類を添付) を 1 部提出する。

なお、「定款変更届」で足りる事項と「定款変更認可申請」が必要な事項を、同時に定款変更する場合は、届出事項を含めた 1 件の定款変更認可申請 (2 部) をすること。

また、当該定款変更が法人の登記事項 (組合等登記令第 2 条第 2 項) に関する変更であれば、定款変更内容を法務局にて登記する必要がある。

4 . 提出書類

(1) 提出書類一覧表

別紙「定款変更届出に伴う提出書類一覧」及び「チェックリスト」を参照すること。

(印...必要な書類、 印...該当する場合のみ必要な書類)

書類一覧表のうち、必要なものについて、一覧表の順に並べて1部提出すること。

官公庁等が発行する書類は、原本を添付すること。

(2) 提出先

宛先：「栃木市保健福祉部福祉総務課検査指導係 宛」

住所：〒328-8686 栃木市万町9番25号

電話：0282-21-2237

(3) 提出部数1部(正本1部)

A 4 サイズに、別紙「定款変更届出に伴う提出書類一覧」の順に綴じて提出すること。A 4 より小さい書類はA 4 の台紙に貼付すること。

申請書の次に、添付書類目録(添付書類の名称を記載した書類) を添付すること。

土地、建物の表示は、1筆、1棟ごととし、登記上の記載内容と一致させること。

不動産登記事項証明書等は、発行日から3ヵ月以内の原本を添付すること。(申請日を基準)

住所、氏名は一字一句すべて印鑑登録証明書記載のとおり記入すること。

例：住所 . . . 町一丁目2番5号

x . . . 町1 - 2 - 5

5 . 変更申請事項別の「チェックリスト」

(1) 法人の事務所の所在地を移転(変更) したとき

社会福祉法人の本部事務所の所在地が変更された場合、定款上の所在地を変更する必要があります。

原則として、事務所移転を完了し、法人登記簿に登記した後に、定款変更届を提出してください。

なお、従たる事務所の設置は、定款変更認可申請が必要な事項であることに留意してください。

届出を行う時期

法人の所在地を変更した場合は、理事会及び評議員会で定款変更についての決議を経た後に、届出をする必要があります。

届出に必要な書類

次のチェック事項を確認の上、次の順番に並べた書類を、1部揃えてください。

[チェックリスト]

書類	チェック事項
定款変更届出書	・法人の事務所の所在地は、変更後の定款に定める事務所所在地と合致しているか。(所在地は、事務所所在地の分かる資料の表記と一致していること。)
添付書類目録	・添付書類の名称を記載した目録であるか。
理事会議事録 (写)	・代表者名で原本証明しているか ・理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成(法律上、決議に必

主たる事務所の移転 (定款変更事項) 評議員会の招集(開催)	<p>要な出席者数(定足数)は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数)をもって行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 議事録記載事項(法令で定めるもの)は、記載されているか。 定款変更事項に係る議案の概要(法人本部所在地の変更を決定した議案)は記載されているか。 評議員会の招集について、評議員会の日時及び場所並びに議題及び議案(法人の事務所所在地を変更する定款変更を行う議案)は決議されているか。
評議員会議事録 (写)	<ul style="list-style-type: none"> 代表者名で原本証明しているか 評議員会の決議(定款変更)は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数をもって行われているか。 議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 議事録記載事項(法令で定めるもの)は、記載されているか。 定款変更に関する議案は記載されているか。
変更後の定款	<ul style="list-style-type: none"> 変更事項の記載方法は適切か。 (移転後の所在地の住所が反映されているか。) 定款の記載が法令等の定めと矛盾していないか。
現行の定款	<ul style="list-style-type: none"> 現行の定款と内容が一致しているか。
法人の履歴事項全部 証明書	<ul style="list-style-type: none"> 申請日から3月以内に発行されたものが添付されているか。 法人の履歴事項全部証明書における表記と、「変更後の定款」及び「定款変更届出書」における事務所所在地の表記が一致しているか。
図面(位置図、配置図、 平面図)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の事務所所在地の図面(位置図、建物配置図、平面図)が添付されているか。
不動産賃貸借契約書(写)	<p>【法人の主たる事務所の所在地となる建物が賃借または貸借の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約内容、賃料等は適切か。

(2) 基本財産(土地・建物・現金)が増加したとき

基本財産(社会福祉事業に供する財産など法人の重要な財産(土地・建物・現金))が増えた場合、基本財産として定款に記載する必要があります。

ただし、増改築や土地の地積変更等のように、現行の基本財産に変更を加える場合は、定款変更認可申請の手続になりますので十分に注意してください。

【参考】定款変更認可申請と定款変更届出の違い

建物	新築	定款変更届
	改築	定款変更認可申請
	増築	定款変更認可申請
土地	新規取得	定款変更届
	地籍変更	定款変更認可申請
現金	増加	定款変更届
	減少	定款変更認可申請

届出を行う時期

【土地の場合】

当該土地を取得し、土地取得費用の支払いや不動産登記等が全て完了した時点で届出を行ってください。

【建物の場合】

当該建物の建設工事が竣工した後、工事代金等の全ての支払い及び不動産保存登記が完了した時点で、申請を行うこととなります。

【現金の場合】

基本財産とする資金を基本財産特定預金に移した後、申請を行うこととなります。

届出に必要な書類

次のチェック事項を確認の上、次の順番に並べた書類を、1部揃えてください。

【チェックリスト】

書類	チェック事項
定款変更届出書	・法人の事務所の所在地は、定款に定める事務所所在地と合致しているか。
添付書類目録	・添付書類の名称を記載した目録であるか。
理事会議事録（写） 建物取得又は土地取得の施設整備事業計画決定・契約締結 基本財産の追加（定款変更事項） 評議員会の招集（開催）	・代表者名で原本証明しているか ・理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成（法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数）をもって行われているか。 ・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 ・議事録記載事項（法令に基づくもの）は、記載されているか。 ・定款変更事項に係る議案（基本財産の追加を決定した議案）は記載されているか。（建物取得又は土地取得の場合には、施設整備事業計画を決定したときの議事録・議案及び契約締結時の議事録・議案も併せて添付すること。） ・評議員会の招集について、評議員会の日時及び場所並びに議題及び議案の概要（基本財産を追加する定款変更を行う議案）は決議されているか。
評議員会議事録（写）	・代表者名で原本証明しているか ・評議員会の決議（定款変更）は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の多数をもって行われているか。 ・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 ・議事録記載事項（法令で定めるもの）は、記載されているか。 ・定款変更に関する議案は記載されているか。
変更後の定款	・変更事項の記載方法は適切か。 （追加・変更した基本財産の表記が、不動産登記事項証明書の表記と一致しているか。） ・定款の記載が法令等の定めと矛盾していないか。
現行の定款	・現行の定款と内容が一致しているか。
決算書（法人全体）	・最新の決算書（法人全体（法人単位及び内訳））は不備なく添付されているか。 貸借対照表及び内訳表、資金収支計算書及び内訳表、

	<p>事業活動収支計算書及び内訳表、 注記（法人全体） 財産目録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款上の基本財産と財産目録の基本財産の表記が一致しているか。
施設整備結果報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・施設名、所在地、定員が正しいか。 ・建物の構造及び面積が、不動産登記事項証明書及び定款の表示と合っているか。 ・収入及び支出の各項目が、施設整備関係書類（補助金決定通知書や契約書、領収書等）の数字と合っているか。
補助金決定通知書（写）	<p>【県・市町から補助がある場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の通知が、漏れなく添付されているか。 ・補助金合計額が、施設整備結果報告書と一致しているか。
助成金決定通知書（写）	<p>【各種助成団体から助成がある場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金の通知が、漏れなく添付されているか。 ・助成金合計額が、施設整備結果報告書と一致しているか。
借入金決定通知書（写） 借入金受理証（写）	<p>【施設整備にあたり、借入をしている場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還計画書と整合性がとれているか。 <p style="text-align: center;">借入金額 償還年度等</p>
償還計画表	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設整備に係る借入金と法人全体の借入金とで2種類添付されているか。 ・各年度ごとの償還額及び償還財源が明確にされているか。 ・償還財源は、問題ないか。
償還金贈与契約書（写）	<p>【償還金に寄附金がある場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還計画表の償還額と一致しているか。
建築資金贈与契約書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・建物を取得するための資金の贈与を受ける場合に添付されているか。 ・資金贈与金額が、施設整備結果報告書と一致しているか。
工事関係契約書（写） 及び 工事関係領収書（写）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事に係る契約書が漏れなく、添付されているか。 <p>（法人の経理規程で定められた価格を超えない契約の場合は、請書でも可能）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮園舎等を建てている場合は、仮園舎建設工事についての書類も添付すること。 ・工事契約の合計金額が、施設整備結果報告書と一致しているか。 ・工事関係契約書は、工事関係領収書の金額と一致しているか。 ・工事関係領収書は、工事関係契約書の金額と一致しているか。
不動産売買契約書（写）	<p>【不動産を購入する場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額、購入先、購入物件の内容が適正か。 ・不動産登記事項証明書と内容が一致しているか。 ・不動産の購入が利益相反取引にあたる場合、理事会で利益相反取引の承認を行っているか。また理事会等での意思決定について、利害関係人が議決に加わっていないか。 ・不動産売買金額が、施設整備結果報告書と一致しているか。
不動産売買領収書（写）	<p>【不動産を購入する場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産売買契約書と内容、金額が一致しているか。
不動産贈与契約書（写）	<p>【不動産の贈与を受ける場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与資産の使用目的、価格、内容が適正か。 ・不動産登記事項証明書と内容が一致しているか。 ・不動産の受贈が利益相反取引にあたる場合、理事会で利益相反取引の承認を行っているか。また理事会等での意思決定について、利害関係人が議決に加わっていないか。

	<p>いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与資産が「取得時の時価」()で資産計上しているか。 不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、相続税評価額、路線価による算定による。 ・財産目録において、適正な会計処理が行われているか。
不動産価格評価書 又は 税の評価証明書等	<p>【不動産の贈与を受ける場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産の価格、内容が適正か。
不動産登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行されたものが添付されているか。 ・「定款変更届」及び「変更後の定款」の表記と整合性がとれているか。 定款表記は、不動産登記事項証明書の記載通りに行います。建物の場合、延べ床面積で記載するのが一般的です。 ・所有権保存登記が行われているか。 ・基本財産担保提供承認を受けていない借入金のための担保設定が行われていないか。
不動産貸借契約書(写)	<p>【基本財産にする建物の敷地が貸借の場合に添付】</p> <p>国、地方公共団体等から貸与を受けている場合も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料が収支予算書に計上されているか。 ・賃借の場合、賃料は適正に定められたものか。 ・国、地方公共団体以外の者からの貸借の場合、地上権または賃借権が設定されているか。 ・土地賃借期間または使用貸借期間は、適切か。
土地の公図	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する土地の公図を添付しているか。 ・申請日から3か月以内に発行されたものが添付されているか。
建築確認書(写)又は 検査済証(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本財産に追加する建物の検査が、完了しているか。
図面(位置図・配置図・平面図)	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する財産(土地・建物)の図面(位置図・配置図・平面図)が添付されているか。
残高証明書	<p>【基金の増加の場合に添付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日から3か月以内に発行されたものが添付されているか。

(3) 公告の方法を変更するとき

「公告の方法」の変更を行う場合は、定款変更届を提出する必要があります。

届出を行う時期

「社会福祉法人定款例」に定める「公告の方法」に準拠していない場合は、理事会及び評議員会の承認後、速やかに届出してください。

届出に必要な書類

次のチェック事項を確認の上、次の順番に並べた書類を、1部揃えてください。

[チェックリスト]

書類	チェック事項
定款変更届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事務所所在地は、定款に定める事務所所在地と合致しているか。
添付書類目録	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の名称を記載した目録であるか。
理事会議事録 (写) 公告の方法の変更 (定款変更事項) 評議員会の招集(開 催)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者名で原本証明しているか ・理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成(法律上、決議に必要な出席者数(定足数)は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数)をもって行われているか。 ・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 ・議事録記載事項(法令で定めるもの)は、記載されているか。 ・定款変更事項に関する議案(公告の方法の変更を決定した議案)は記載されているか。 ・評議員会の招集について、評議員会の日時及び場所並びに議題及び議案の概要(公告の方法を変更する定款変更を行う議案)は決議されているか。
評議員会議事録(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者名で原本証明しているか ・評議員会の決議(定款変更)は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の多数をもって行われているか。 ・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。 ・議事録記載事項(法令で定めるもの)は、記載されているか。 ・定款変更に関する議案は記載されているか。
変更後の定款	<ul style="list-style-type: none"> ・変更事項の記載方法は適切か。 ・定款の記載が法令等の定めと矛盾していないか。
現行の定款	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の定款と内容が一致しているか。

定款変更届出に伴う提出書類一覧

No.	必要書類	事務所所在地の変更	基本財産の増加			公告の方法の変更	備考
			土地	建物	基金		
1	定款変更届出書	○	○	○	○	○	別紙様式
2	添付書類目録	○	○	○	○	○	別紙ひな型
3	理事会議事録(写)【原本証明付】	○	○	○	○	○	議案書添付
4	評議員会議事録(写)【原本証明付】	○	○	○	○	○	議案書添付
5	変更後の定款	○	○	○	○	○	
6	現行の定款	○	○	○	○	○	
7	決算書		○	○	○		(法人全体の計算書類及び注記・財産目録)
8	施設整備結果報告書		○	○			別紙参考様式1
9	補助金等の決定書(写)						
10	助成金決定書(写)						
11	借入金決定書(写)又は借入金受理証明書(写)等						
12	償還計画表						
13	償還金贈与契約書(写)						
14	建築資金贈与契約書(写)						
15	工事関係契約書(写し)、領収書(写)						
16	不動産売買契約書(写)・領収書(写)、不動産贈与契約書(写)・不動産の価格評価書等		○				
17	不動産登記事項証明書		○	○			1部は原本、1部は写
18	不動産貸借契約書(写)						建物の敷地が貸借の場合
19	土地の公図		○				1部は原本、1部は写
20	建築確認書(写)、検査済証(写)			○			
21	図面(位置図、配置図、平面図)	○	○	○			該当箇所を明示
22	法人の履歴事項全部証明書	○					1部は原本、1部は写
23	不動産貸借契約書(写)						
24	残高証明書				○		1部は原本、1部は写
25	その他必要な資料						

社会福祉法人定款変更届出書		
届出者	主たる事務所の所在地	栃木県栃木市 町 番地
	ふりがな 名称	しゃかいふくしほうじん かい 社会福祉法人 会
	理事長の氏名	理事長
届出日		令和 年 月 日

定款変更の内容及び理由	内容		理由	
	左右を対照・並列にして記載			
	変更前の条文	変更後の条文		
	第二条～第七条（略） （事務所の所在地） 第四条 この法人の事務所を栃木県 <u>栃木市〇〇町 番</u> に置く。	第二条～第七条（略） （事務所の所在地） 第四条 この法人の事務所を栃木 県 <u>栃木市 町〇〇番</u> に置く。		法人事務所の移転
	第五条～第一七条（略） （資産の区分） 第一八条 （1）土地 （イ）～（ハ）（略）	第五条～第一七条（略） （資産の区分） 第一八条 （1）土地 （イ）～（ハ）（略） <u>（ニ）栃木県栃木市〇〇町〇番</u> <u>所在の保育所 保育</u> <u>園敷地 一筆（ 平</u> <u>方メートル）</u>		土地の新規取得
（2）建物 （イ）・（ロ）（略）	（2）建物 （イ）・（ロ）（略） <u>（ハ）東京都 区三丁目 番</u> <u>地所在の鉄筋コンクリ</u> <u>ート陸屋根 階建保育</u> <u>所 保育園園舎 一</u> <u>棟（延 . 平方</u> <u>メートル）</u>	建物の新規取得		
変更する項、(号)の単位で記載				
第一九条～第四〇条（略） 附則（略）	第一九条～第四〇条（略） 附則（略）			